

# いわゆる「健康食品」 について

- ・ 延 岡 保 健 所
- ・ 衛 生 環 境 課

有効成分が入っているから効果がある製品？



?

「成分の情報」と「製品の情報」はまったく別のものです



天然・自然の素材だから安全・安心！

?



「天然・自然」が安全の理由にはなりません

健康食品で病気が治る！

?



病気の人が健康食品を利用するにはリスクがあります

体験談がこんなにたくさん！

?



その体験談は「ホント」かな？

「専門家」「有名人」が言っているから安心！

?

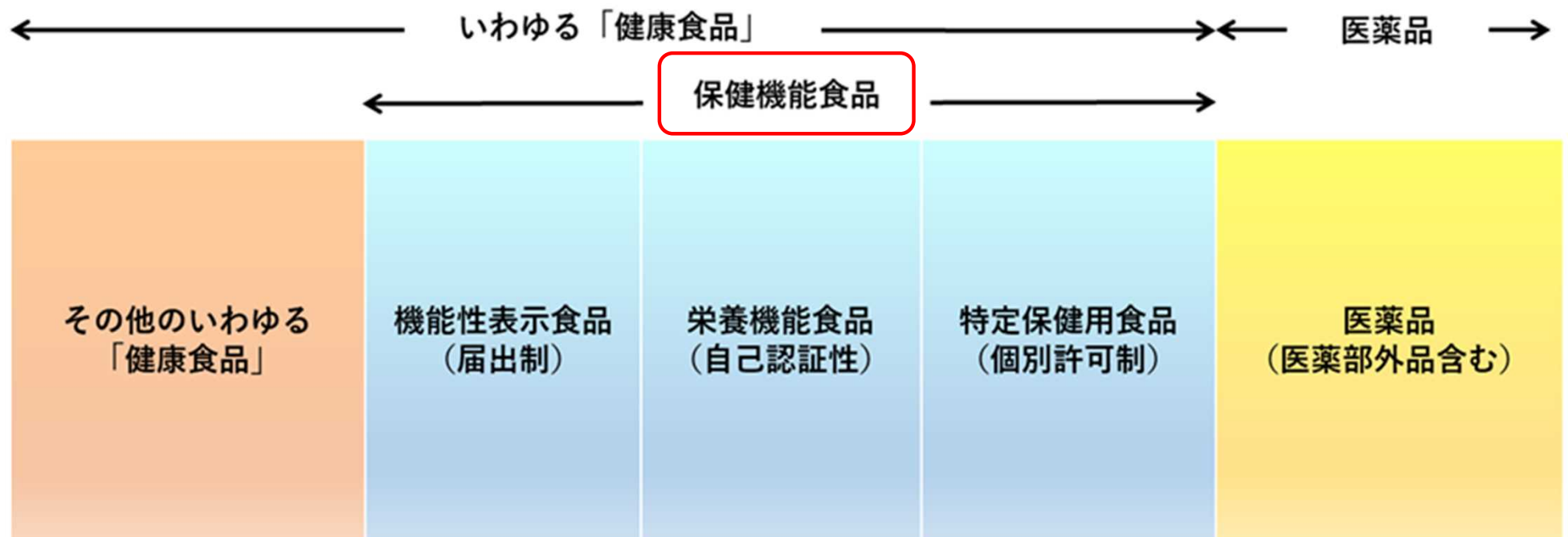


専門家「ひとりだけ」の情報はあてになりません

# いわゆる「健康食品」とは

法律上の定義は無く、医薬品以外で経口的に摂取される、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂取されている食品全般を指します。

健康食品に関する制度として、安全性や有効性に関する基準等を定めた「保健機能食品制度」があります。



# 保 健 機 能 食 品

国の制度に基づいた機能性等の表示が可能な食品

特定保健用食品（トクホ） 1991年～

保健機能の表示が可能 国の許可が必要

栄養機能食品 2001年～

栄養成分の機能表示が可能

機能性表示食品 2015年～

企業責任で機能表示が可能 届出が必要



# 特定保健用食品と機能性表示食品の件数推移



※数値は各年度末時点における許可・届出件数(累積数。失効・撤回を除く。)

# 機能性表示食品

- **概要**：事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品。  
(安全性と機能性に関する科学的根拠等の情報を消費者庁に販売日の60日前までに届け出た食品)
- **設立年**：2015年
- **根拠法令**：食品表示法
- **許可・届出**：事業者責任による届出  
2024年1月末 約7,000件
- **対象成分**：作用機序が明らかな成分
- **有効性担保**：ヒト試験又は検査レビュー
- **安全性担保**：食経験、安全性試験、情報開示（規格、分析、相互作用）
- **マーク等**：なし（「機能性表示食品」、「届出番号」を表示）





# 「機能性表示食品」の機能性の表示例



# いわゆる「健康食品」の表示違反について

## 名称、含有成分の説明、学説の引用等により効能効果を暗示するもの

- 延命〇〇、不老長寿、漢方秘伝
- 原料の〇〇は体質改善作用があると言われている
- 薬草を独特の製造法によって調製した
- 古くから〇〇の薬として愛飲されてきた△△は・・・
- 血液サラサラ成分配合
- 成分〇〇は△△学会でガンに効果があると発表された

など

## 病気の治療や予防を目的とした効能効果

- 糖尿病、高血圧、動脈硬化の方に
- ガンに効く、悪性腫瘍の予防に
- 生活習慣病の予防
- 血糖値の改善
- アレルギーに対する抵抗力を増す
- 緑内障の治療に
- 肝障害・腎障害を治す

など



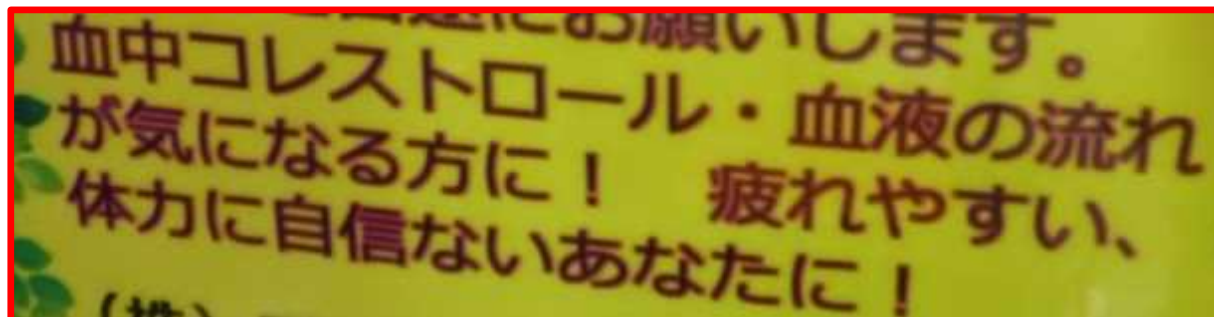
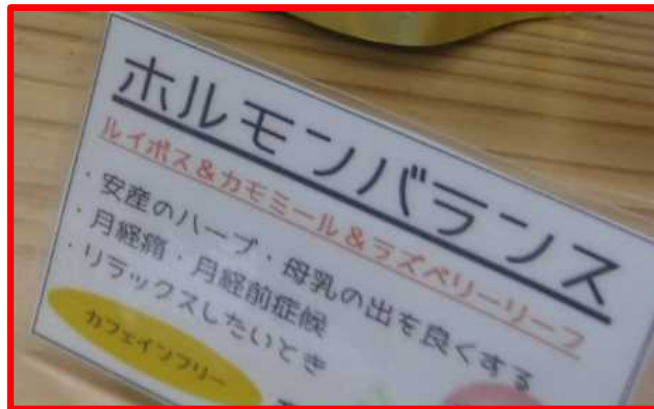
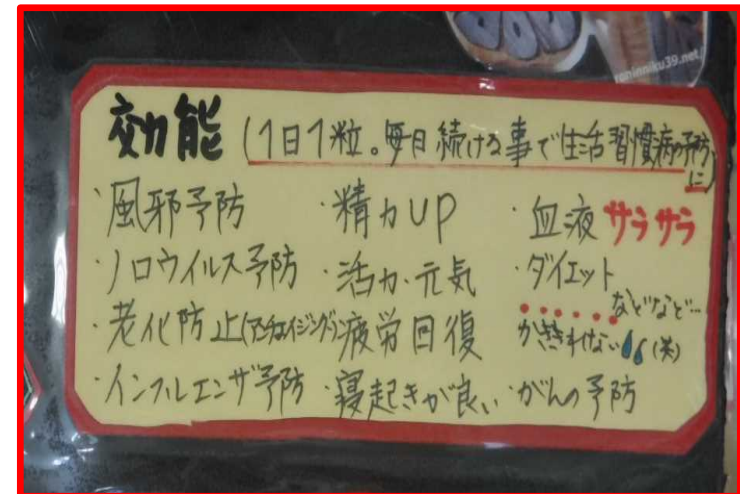
飛びつく前に、  
よく考えよう！

**消費者は、この表示を見聞きし効能効果を信じて購入**

# 表示違反例(宮崎県内で確認された事例)



ネットによる購入



海外健康食品の購入



# いわゆる「健康食品」の健康被害事例

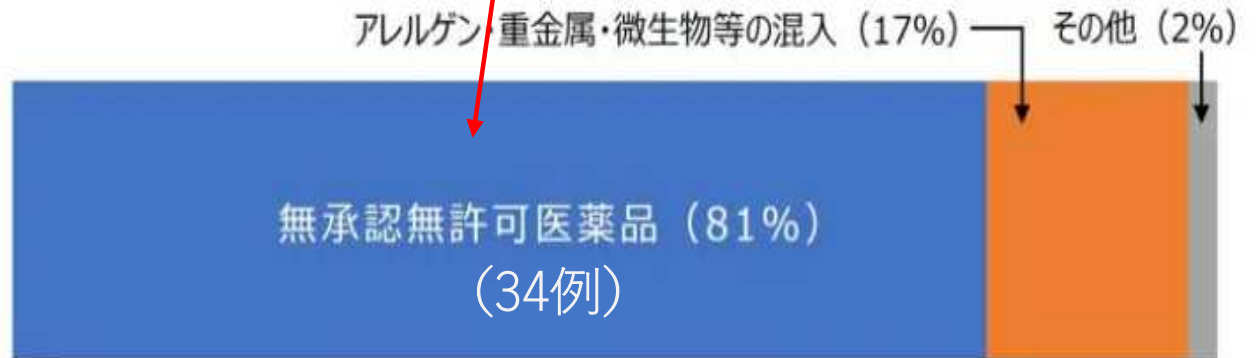
- 2023年の健康食品による危害情報 1,332件（消費生活センター等）
- 国立研究開発法人 医療基礎・健康・栄養研究所（栄養研）による注意喚起情報 434件（2021年1月～2023年12月）  
行政機関による摘発、自主回収 365/434件  
製品による健康被害42/365例（医薬品添加 **34/42例**）



## 国内外で注意喚起されたサプリメントによる健康被害の特徴

### もくじ

1. はじめに
2. 当サイトに掲載している注意喚起情報の特徴
3. 日本での注意喚起情報の特徴
4. 健康被害にあわないためのポイント



健康被害があった注意喚起情報42例の内訳

（集計期間：2021年1月～2023年12月）

# 機能性表示食品による健康被害事例

## ◇ 小林製薬の「紅麹（こうじ）」を含む健康食品による健康被害

---

2024年 3月22日 小林製薬が、自社が製造販売した紅麹を含む健康食品を摂取した人が腎臓疾患を発症したことを発表。

同成分を含む3つの健康食品の自主回収と、使用中止の呼びかけを行った。

// 3月26日 当該食品を摂取した消費者が腎疾患で死亡。厚生労働省が、同成分を含む3つの健康食品について、有害物質含有の疑いから、小林製薬本社のある大阪市に対し廃棄の指示を通知。

// 3月29日 厚生労働省が、健康被害が確認された製品中の有害物質が「ペベルル酸」である可能性であることを発表。

当該健康食品及び紅麹の原料を供給したメーカーで使用された製品の自主回収を開始（全国の保健所に協力要請あり。）

## 小林製薬による紅麹関連製品の使用中止のお願い

紅麹を含む健康食品について、製造者である小林製薬が「紅麹関連製品の使用中止のお願いと自主回収のお知らせ」を発表しています。

小林製薬が製造・販売する、紅麹を含むいわゆる健康食品(写真)の回収等が進められています。

これらの製品を購入した方は、直ちに喫食を中止してください。

また、身体に異常がある場合のみならず、明らかな異常がない場合で、当該製品の喫食歴から何らかの不安等がある場合でも、医療機関を受診するか**最寄りの保健所**にご相談ください。



# 小林製薬の紅麹含有健康食品による健康被害に対する延岡保健所の対応

---

- 相談受付  
診察をした医療機関、住民からの健康被害相談
- 被害拡大防止措置  
原因健康食品の管内での販売状況、回収状況の確認
- 国（厚生労働省等）への報告  
健康被害、当該製品の販売、回収状況の報告  
県庁（衛生管理課）経由
- 健康被害者に対する支援  
健康相談、医療機関等への受診勧奨





# 延岡保健所の取組（令和6年度）

## ①食品販売者への情報提供（啓発チラシ配布）

- ◎食品営業許可時
- ◎食品衛生に関する各種講習会

## ②医薬品・健康食品販売店舗の調査

- ◎販売店舗への立入調査
- ◎健康食品の買上調査

## ③消費者への情報提供

- ◎くすりと健康の週間（10月17日～23日）
- ◎その他各種イベント

## ④食品・医薬品販売関係団体との連携

- ◎薬剤師会、薬物乱用防止協会、食品衛生協会など  
医薬品、健康食品販売に関連する機関

